

# 民事事件の弁護士費用

名古屋弁護士会法律相談センター

## 弁護士費用の種類

訴訟事件・調停事件・示談交渉事件などのように、その性質上委任事務処理の結果に成功不成功がある民事事件等を弁護士に依頼される時は、名古屋弁護士会の弁護士報酬等基準規程によって着手金、報酬金等の弁護士費用および実費をお支払いいただくことになっています。

## 着手金

着手金は、事件等を依頼したときに、その事件を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。報酬金の内金ではありません。

## 報酬金

報酬金は、事件等が終了したとき（勝訴判決・和解成立・調停成立・示談成立などの場合）に、着手金とは別に、成功の程度に応じて委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。

## 実費と日当

実費は、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊代などに充当するものです。そのほかに、保証金、保管金、供託金などにあてるためにお預かりする金額もあります。

これらは、事件のご依頼時に概算額でお預かりするか、支出のつどお支払いいただきます。

日当は、弁護士がその仕事のために遠方に出張しなければならない場合にお支払いいただくものです。

## 着手金および報酬金は事件ごと、審級ごと

訴訟事件は事件ごと、審級ごとに1件として着手金および報酬金をお支払いいただきます。

ただし、民事事件を上級審まで引き続いて依頼される時の着手金は、適性妥当な範囲内で減額させていただくことがあり、報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみをお支払いいただくことになっています。

## 着手金および報酬金の算定方法

特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準として、つぎの表のとおり

算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円をこえ 3000万円以下の場合	5%に9万円を加算	10%に18万円を加算
3000万円をこえ 3億円以下の場合	3%に69万円を加算	6%に138万円を加算
3億円をこえる場合	2%に369万円を加算	4%に738万円を加算

上の着手金および報酬金は、事件の内容により30%の範囲内で増減額することができます。

着手金は10万円を最低額とします。

### 経済的利益の算定方法

たとえば金銭債権は債権総額、所有権は対象たる物の時価相当額が経済的利益になります。

その他の場合の経済的利益の額の算定方法は名古屋弁護士会弁護士報酬等基準規程に具体的に定められています。

経済的利益の額を算定できないときは、原則としてその額を800万円とみなします。

### 調停・示談交渉事件の着手金および報酬金

調停・示談交渉事件の着手金および報酬金は上の方法で算出された額の3分の2に減額させていただくことがあります。

示談交渉事件から引き続き調停事件を依頼されるとき、示談交渉または調停事件から引き続き訴訟事件を依頼されるときは上の額の2分の1とします。

### その他の事件の着手金および報酬金

その他契約締結交渉、督促手続事件、手形小切手訴訟事件、離婚事件、境界に関する事件、借地非訟事件、保全命令申立事件、倒産整理・任意整理事件等の着手金および報酬金の算定方法について、名古屋弁護士会報酬等基準規程に特別の定めがあります。

### 少額事件の着手金および報酬金

名古屋弁護士会法律相談センターに申し込まれた、当事者の受ける利益が5

0万円までの事件の着手金および報酬金は各1割（ただし着手金は1万円を下らない）とします。

## **相殺**

弁護士費用については、お預かりしている金銭（仮差押・仮処分保証金、供託金、相手方からの支払金など）と相殺させていただく場合もあります。

## **訴訟費用と弁護士費用**

敗訴当事者の負担とされる訴訟費用には弁護士費用は含まれません。不法行為による損害賠償請求などの場合を除いて、原則として、弁護士費用を相手に請求することはできません。

## **委任契約書**

事件等を弁護士に依頼されるときは、依頼される弁護士に弁護士費用等についてよく説明を受けてください。

名古屋弁護士会法律相談センターを通して事件を依頼されるときは、弁護士費用等を定めた委任契約書を締結していただくことになっています。

## **法律扶助**

経済的資力に乏しい人のために、財団法人法律扶助境界愛知県支部（名古屋弁護士会館2階電話（052）221-7096）は、訴訟や調停等の費用や弁護士費用等の立替え事業を行っています。直接または依頼される弁護士を通してお問い合わせください。